

訪問看護休日等の利用料(第7条関係):別表

区分	利用料等の種類	利用料等の算定	利用料等の額	
介護保険での利用者	長時間利用料	1時間30分を超える訪問看護を行った場合に、当該超えた時間について30分ごと	日中の場合	3,050円
			早朝又は夜間の場合	3,810円
			休業日(深夜を除く。)の場合	4,110円
			深夜の場合	4,570円
各種医療保険での利用者	休日利用料	休業日(深夜を除く。)に訪問看護を行った場合に、訪問1回ごと	3,200円	
	長時間利用料	1時間30分を超える訪問看護を行った場合に、当該超えた時間について30分ごと	日中の場合	3,050円
			早朝又は夜間の場合	3,810円
			休業日(深夜を除く。)の場合	4,110円
			深夜の場合	4,570円
その他	緊急時訪問看護利用料	緊急時訪問看護加算契約を締結していない者に対し、緊急時訪問看護を行った場合に、訪問1回ごと	16,200円	
	死亡時訪問料	死亡時に訪問した場合	日中の場合	9,150円
			早朝又は夜間の場合	11,400円
			休業日(深夜を除く。)の場合	12,300円
			深夜の場合	13,700円
	死後処置料	死後の処置を行った場合	1,000円	
		死後の処置に使用した材料費	実費相当額	
	介護用品等利用料	おむつ、清拭剤等の日常の介護に必要な用品を提供した場合	実費相当額	

備考: この表において、早朝とは午前6時から午前8時まで、夜間とは午後6時から午後10時まで、深夜とは午後10時から翌日の午前6時まで、日中とは早朝、夜間及び深夜以外の時間(休業日を除く。)をいう。休業日とは、土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)までをいう。

平成27年 4月 1日から施行